

# 2019年度 法政大学大学院 学生論文掲載料補助募集要項

本学では、在籍する大学院生の学術研究を奨励し、その研究成果の発表を支援するため、学術誌へ論文を掲載する場合、必要となる論文掲載料の経費を補助する制度を設けています。

本補助金は、今年度より、国内刊行誌に対する「学生研究奨励金」と国外刊行誌に対する「外国語論文掲載料等補助」を統合し、より効果的に運用することを目的としています。

以下の募集要項を確認し申請してください。

## 1. 応募資格

本大学院の修士課程、又は博士後期課程に在籍する学生を対象とします（研修生、研究生等を除く）。

ただし、以下に該当する者を除きます。

- (1) 学生交換協定等により海外大学から派遣され、本大学院から特別な学費の減免を受けている者。
- (2) 申請時に休学中の者。
- (3) 学費を自己支弁していない者（学費が支給される日本政府及び外国政府国費留学生等）。

\*外国人留学生で「外国人留学生のための授業料減免制度」の適用を受けた方でも、応募できます。

## 2. 補助対象となる論文

本大学院に在籍中に執筆し、かつ、在籍中の研究成果として掲載されたもので査読付投稿制度により掲載された論文。

\*掲載論文が共著に係る場合は、原則として本人がファーストオーサー又はコレスポンデンスオーサーの場合に限って補助対象とします。

\*毎年4月1日から申請期限までに申請可能なものとします。

## 3. 補助額／申請回数／採用数

|         | 補助額              | 申請回数                   | 採用数    |
|---------|------------------|------------------------|--------|
| 国内誌・国外誌 | 10万円を上限に<br>実費支給 | 1人1回／年度<br>(国内・国外合わせて) | 予算到達まで |

\*申請による補助金支出額の合計が予算額に達した時点で、申請締切りとします。

## 4. 補助する経費対象

|   | 補助対象                 |
|---|----------------------|
| ① | 投稿料                  |
| ② | 掲載料（Web掲載料を含む）       |
| ③ | オープンアクセス料            |
| ④ | 別刷代（WebPDFダウンロード代含む） |

## 5. 申請期限

2020年2月21日(金)(厳守)(最終締切、左記期限までは随時提出可)

ただし、9月修了者は2019年8月21日(水)とする。(厳守)

\*1 上記期間の受付時間は、各キャンパスの担当事務室開室時間とします。

\*2 上記申請期間に必要な書類を提出できない場合は、受け付けできません。

## 6. 提出書類

提出書類は、下表のとおりです。書類漏れがないよう注意してください。

(1) 法政大学大学院学生論文掲載料補助申請書

(2) 掲載決定を示す文書又は掲載論文別刷 1部

(3) 掲載誌の投稿規定(投稿料・掲載料等の金額が分かるもの)

(4) 掲載に係る費用の支払い証明書(領収書等。宛名は申請者の個人名とする)

\*当年度4月1日以降の発行に限る。

\*外貨をクレジットカードで支払った場合には、利用明細書も提出してください。

\*外貨現金払いの場合には、領収書発行日の為替レートにより円換算のうえ支払います。

(5) 支払先マスター登録申請書

## 7. 提出先

それぞれ所属研究科の担当事務室に提出してください。

情報科学/工学/理工学研究科・・・ 小金井事務部 大学院担当

人間社会研究科・・・・・・・・・・ 人間社会研究科担当

デザイン工学研究科・・・・・・・・・・ デザイン工学研究科担当

政策創造研究科・・・・・・・・・・ 政策創造研究科担当

上記以外の研究科・・・・・・・・・・ 大学院事務部 大学院課

## 8. 支給方法

受給者の選考はありません。申請期限までに提出のあった方から順次支給致します。

ただし、支給額が予算額に達した時点で申請締切りとします。

## 9. 支給の取り消し・返還

以下の場合には、本補助金受給者としての決定を取り消します。

(1) 今年度、退学又は除籍された場合

(2) 虚偽の申請を行った場合

(3) 大学が求める必要書類を提出しなかった場合

## 10. 補足事項

(1) この補助金プログラムの申請にあたっては、指導教員に所見を記入してもらう必要があります。論文掲載に際し、必ず指導教員に計画の相談・助言を求め、また終了後の報告を行ってください。

(2) 科学研究費補助金などの学外補助金との併給を可とします。但し、学外補助金担当事務局の承認が前提です。なお、精算は別々になりますので、それぞれ領収書を分けて申請してください。また、他の学内補助金との併給は認めていません。

- (3) 本補助金の支給対象となる領収書は、すべて提出してください。本補助制度は大学の会計処理基準により処理されます。この基準に合わない領収書は受け付けできません（特に、クレジット支払い、インターネットによる領収書は要注意）。その際、追加的に書類提出を求めることがあります。

## 1 1. 問い合わせ先

法政大学大学院事務部大学院課 「学生論文掲載料補助制度」担当

TEL: 03-5228-0588 FAX: 03-5228-0555

e-mail: i.hgs@ml.hosei.ac.jp

\*メールにて問い合わせの場合、件名に「学生論文掲載料補助制度」と明記してください。

以上